

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年4月23日提出
【計算期間】	第3期 （自 平成20年1月26日 至 平成21年1月26日）
【ファンド名】	損保ジャパン - フォルティス・トルコ株式オープン
【発行者名】	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番4号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番4号
【電話番号】	03-5219-6856
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して、「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドの商品分類の定義 >

項目	該当する 商品分類	内容
単位型投信・追加型投信	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回	欧州		
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット属性	()	(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

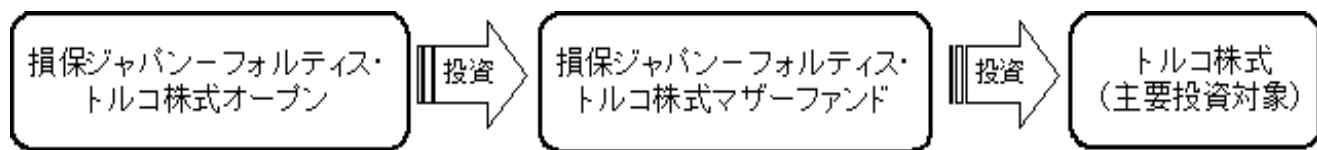
< 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	欧州	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、トルコ株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。



株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄選別を行います。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

なお、市況動向によっては、一時的に株式実質組入比率を引き下げることがあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンドにおけるトルコ株式の運用指図に関する権限をFortis Investment Management S.A.に委託します。

なお、フォルティス・インベストメンツはその運用の一部につき、運用指図に関する権限を再委託することがあります。

平成21年2月末現在、フォルティス・インベストメンツはトレーディング業務をFortis Investment Management FranceおよびFortis Investment Management Belgiumに委託しています。

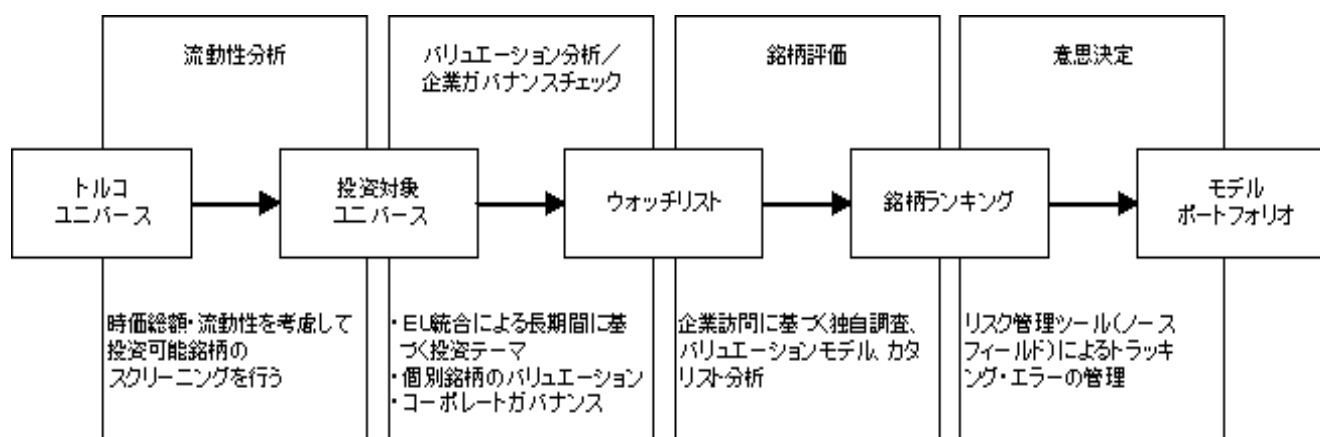
マザーファンドは、MSCI Turkey 10/40 Index を運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目指します。

MSCI Turkey 10/40は、MSCIが開発、計算した株式指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCIに帰属します。

フォルティス・インベストメンツによるトルコ株式の運用哲学

- トルコ株式市場には2点の非効率性が存在しています。
 - 市場リスクにおける非効率性：EU加盟に向けての経済発展・構造改革等がいまだに織り込まれていない。
 - 個別銘柄における潜在付加価値：グローバルアナリストがカバーしている銘柄が少ないため、多くの優良銘柄が割安に放置されている。
- 割安に放置されている銘柄を発掘・投資することで、トルコの経済成長の恩恵を受けながら、高い付加価値の追求ができます。
- 割安銘柄の発掘は、独自のボトムアップリサーチ・分析手法で見出すことが可能と考えます。

運用プロセス



フォルティス・インベストメンツの概要

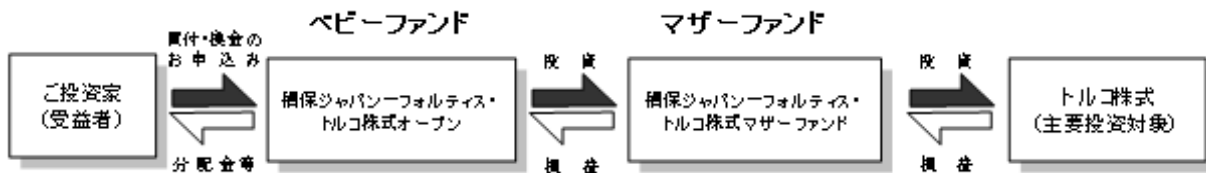
- ベルギーのフォルティス銀行傘下の運用会社
- フォルティス銀行およびフォルティス・インベストメンツは欧州を中心にグローバルにビジネス展開しています。
- グローバルに運用拠点を配置（2009年2月末現在）
- 1,920億ユーロ（約29兆円）の運用残高
- 従業員数 2,000名超（2008年9月末現在）

Fortis Investment Management S.A.は、フォルティス・インベストメンツに属する資産運用会社です。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式オープン」）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」（「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」）に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。

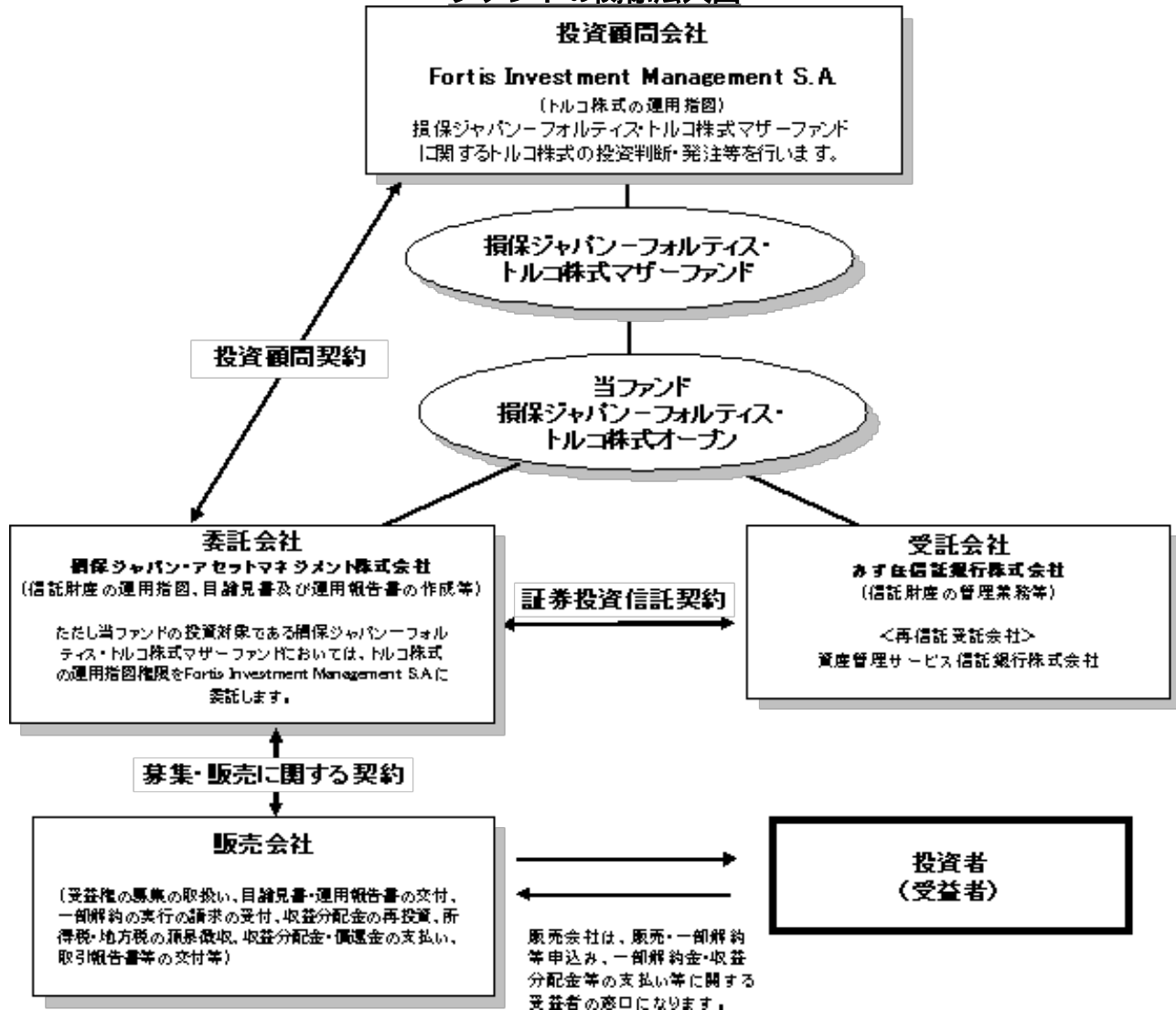


損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンドには、損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式オープン以外にも当該マザーファンドに投資するファンド（ベビーファンド）が今後、設定される場合があります。

ファンドの関係法人

- （ ）委託会社または委託者：損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。ただし、当ファンドのマザーファンドである「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」のトルコ株式の運用の指図に関する権限を、Fortis Investment Management S.A. に委託しています。
- （ ）販売会社
委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。
- （ ）受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- （ ）投資顧問会社：Fortis Investment Management S.A.（以下、「フォルティス・インベストメンツ」といいます。）
フォルティス・インベストメンツは、当ファンドの主要投資対象（マザーファンド）である「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」の投資顧問会社です。フォルティス・インベストメンツは委託会社との投資一任契約に基づいて、「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」に関して、トルコ株式の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。なお、フォルティス・インベストメンツはその運用の一部につき、運用指図に関する権限を再委託することがあります。

ファンドの関係法人図



委託会社等の概況

() 資本金の額 1,200百万円（平成21年2月末現在）

() 委託会社の沿革

昭和61年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年	2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年	9月 9日	投資一任業務の認可取得
平成 3年	6月 1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	1月 1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年	3月 3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
平成14年	7月 1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年	9月30日	金融商品取引業者として登録

() 大株主の状況（平成21年2月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
株式会社損害保険ジャパン ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	東京都新宿区西新宿一丁目2 6 番 1 号 米国カリフォルニア州ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	6,902	70.0
合 計		9,860	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。

b. 運用方針

投資対象

「損保ジャパン-フォルティス・トルコ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象といたします。
なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

- () 「損保ジャパン-フォルティス・トルコ株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、トルコ株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。
- () 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄選別を行います。
- () 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式実質組入比率を引き下げる場合があります。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
- () 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン-フォルティス・トルコ株式マザーファンド」（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
なお、前記1.の証券ならびに証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1. から 6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制と社内内規等

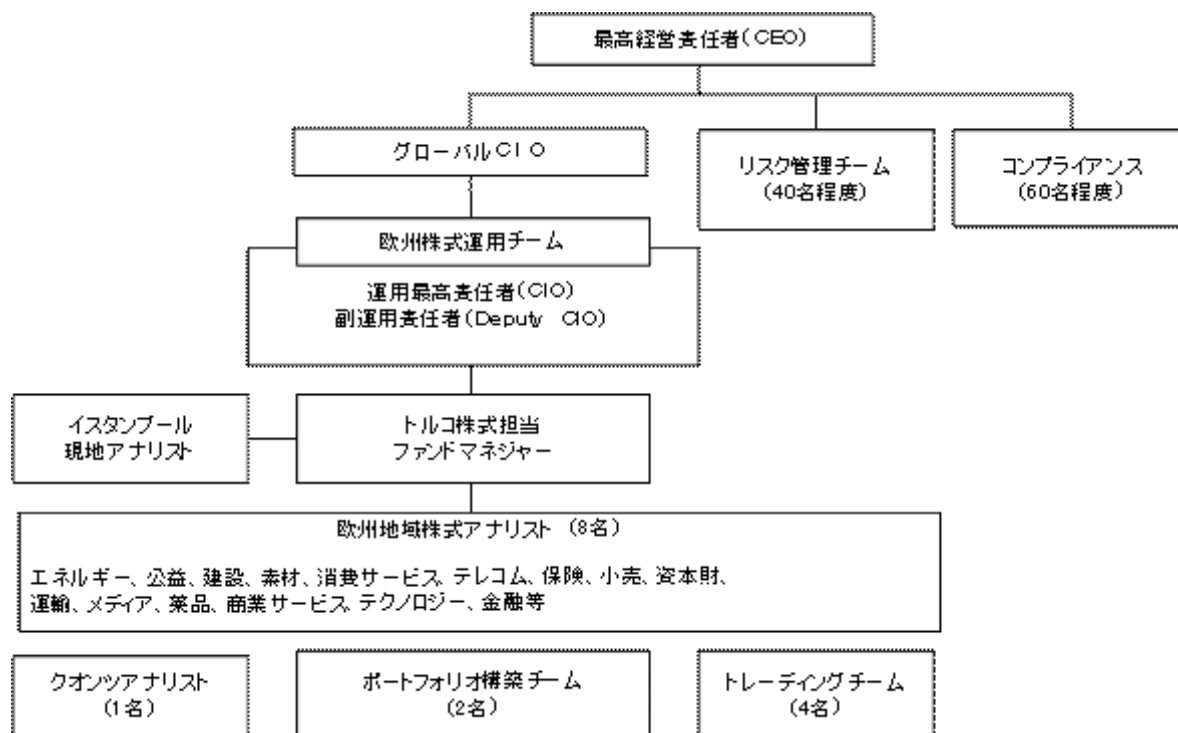
当ファンドにおいて、委託会社は主にマザーファンドの組入れ、コール・ローン等による短期資金運用などを行います。また、マザーファンドにおいては、外貨建証券投資のための為替取引の指図や短期資金運用も行います。

ファンドの基本運用方針については、四半期毎に開催される投信投資戦略会議で決定を行い、同会議及び毎月開催の投信運用会議において、マザーファンドの運用委託先の運用状況および運用方針の確認を行います。また、委託会社では、社内規程で当ファンドの業務マニュアルを定めている他、有価証券の自己取引制限に関する規程、行動規範、コンプライアンス・マニュアルなどの服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

マザーファンドの運用体制と社内内規等

当ファンドの主要投資対象である損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンドにおけるトルコ株式の運用委託先であるフォルティス・インベストメンツでは、以下のような体制により運用を行っております。また、マザーファンドの運用においては、独立したコンプライアンス部門による運用ガイドラインの遵守に関するモニタリング等によるチェック体制も保持しています。

<トルコ株式におけるフォルティス・インベストメンツの運用体制>



（本組織図は、平成20年12月末現在のものであり、今後変更される場合もあります。）

フォルティス・インベストメンツは世界の運用拠点中、トルコ株式の戦略に関わる投資意思決定をロンドンで行っております。企業調査に関してはセクター・アナリストが他の欧州諸国と兼任で企業訪問をはじめとする企業調査を行います。さらに、イスタンブールに調査拠点を別途有しており、トルコ現地企業の詳細情報収集・株式市場の状況等の分析を常時行っております。

<運用会議>

トルコ株式戦略は欧州株式戦略の一つとして、欧州株式関連の運用担当者全員が情報を共有し、投資意思決定が円滑かつ迅速に行われるよう、以下のミーティングを行っています。

ブレイン・ストーミング	週次会議	ポートフォリオ構築 随時	月次会議
全員	全員	運用マネジャー CIO	全員
➤投資アイデア ➤調査活動要約 ➤連絡事項	➤銘柄推奨 ➤投資行動	➤売買決定 ➤ポートフォリオ戦略	➤運用実績分析 ➤リスク管理 ➤投資行動

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として１月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**ａ．当ファンドの信託約款に基づく投資制限**

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲

- （ ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ ）前記（ ）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

信用取引の指図範囲

- （ ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ ）前記（ ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ ）信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- （ ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ ）前記（ ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ ）信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記()の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限**同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）**

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

3【投資リスク】

当ファンド（マザーファンドを含みます。）は、市場価格の変動する証券に投資しますので、以下のような多様なリスクを伴います。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、当ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属いたします。リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど期待される投資収益は大きくなりますが、損失が発生する可能性も高くなります。

当ファンドの基準価額に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

< 当ファンドの投資にかかるリスク >

株式投資のリスク

当ファンドでは、株式を保有します。株式の価格は、急激に予想を超えた変動をすることがあります。株式投資は、債券よりも長期的な成長の可能性は大きいものの、短期的には価格変動性が高いのが一般的です。

株式投資の主要なリスクは「価格変動リスク」、「流動性リスク」、「株式の発行体の信用リスク」です。

「価格変動リスク」とは、投資対象である株式の価格が、政治・経済情勢、市況等の影響を受けることによって、ファンドのポートフォリオの評価額が変動する可能性をさします。

「流動性リスク」とは、市場の流動性等の条件により、ファンドにとって最適な時期・価格で有価証券等を売却できなかった場合に損失となったり、値上がり益を逸することです。当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合もありますが、これらの株式は大型株と比べ、流動性に欠け、価格変動性が高いのが一般的です。組み入れている株式の流動性によっては、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす場合があります。

「株式の発行体の信用リスク」とは、株式の発行体の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、または株式の発行体に関する外部評価の変化等により、株式の価値及び配当の規模と頻度が減少する可能性をさします。なお、株式の発行体の信用状態は、当該株式の流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。また、ファンドに組み入れている株式の発行体の信用状態が悪化した場合、当該株式の価格が変動し、基準価額が下落する可能性があります。

カンントリーリスク

当ファンドは実質的にトルコ株式を主要投資対象とするため、トルコの政治・経済、税制や社会情勢およびトルコを取り巻く国際情勢の変化等により、混乱が生じた場合には基準価額が大きく変動する可能性があります。一般的にトルコ等の主要先進国以外の国の証券市場は、主要先進国に比べて市場規模や取引量が小さく流動性が低いいため、価格の変動性が大きくなる可能性があります。また、主要先進国の経済と比べて、当該国の経済は脆弱である可能性があるため、政治不安、周辺諸国との関係の悪化、インフレ・国際収支・外貨準備高等の経済指標の変化等が為替市場や証券市場に与える影響は、主要先進国以上に大きくなる可能性があります。したがって、主要先進国市場に投資する場合と比べ、トルコ国内の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、組入れた実質外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの動きによって、当ファンドの基準価額は変動する可能性があります。一般的に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済情勢の急変または投資対象国における天災地変、政変、戦争または政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

トルコ株式運用の再委託先の経営リスク

当ファンドの主要投資対象（マザーファンド）である「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」は、トルコ株式の運用の指図に関する権限を、フォルティス・インベストメンツに委託しています。同社の親会社は、Fortis Bank NV/SAですが、その実質的な親会社はベルギー政府であり、Fortis Bank NV/SAの株式の99.93%を実質所有しています。2009年3月7日、ベルギー政府はFortis Bank NV/SAの株式の実質75%をフランスの銀行であるBNPパリバに譲渡することについて、基本合意しました。ベルギーの裁判所はベルギー政府がFortis Bank NV/SAの実質的な親会社になることおよびベルギー政府からBNPパリバへの株式の譲渡について、株主総会に諮ることを求めましたが、2009年2月のFortis SA/NVの株主総会では否決されたため、2009年4月に開催予定のFortis SA/NVの株主総会において、再度諮られる予定です。したがって、現時点では、フォルティス・インベストメンツがベルギー政府の支配下にとどまるのか、BNPパリバ・グループになるのか、もしくはそれ以外となるのかは不透明な状況です。また、Fortis Bank NV/SAの格付けは2009年3月末現在、S & PでA、Moody'sでA1、FitchでA+となっています。今後、フォルティス・インベストメンツの運用体制、経営陣、組織等に大きな変更がある場合には、再委託先の変更やファンドの運営が困難になる等の可能性があります。

<その他の留意点>

ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果各マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

販売会社に関わる留意点

販売会社より委託会社に対してお申込み金額の払込が実際になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは販売会社を通じて行われます。委託会社はそれぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社の取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

運用に関わる留意点

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

お申込、ご換金に関わる留意点

（お申込時）

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられる場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みを中止することおよび既に受付けた取得のお申込みを取り消しさせていただくことがあります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

（ご換金時）

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みを中止することおよび既に受付けた換金のお申込みを取り消しさせていただくことがあります。

大口解約の制限に関わる留意点

いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で全部または一部の解約に制約を設けることができます。

また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、金融市場の状況によっては、1日1件1億円を超える換金のお申込みにはご対応できない場合があります。

投資対象資産またはマザーファンドの組入れ割合に関わる留意点

当ファンドにおいて短期間に大量の追加設定や解約が発生した場合、市況の急激な変動が予想される場合、分配金あるいは償還金の準備をする必要がある場合又は、信託財産の規模によっては、投資対象資産またはマザーファンドの組み入れ割合が低下する場合があります。

ご解約に伴う売却価格に関わる留意点

ご解約のお申込みがあった場合、解約資金を手当てするために、投資対象資産を売却する必要性が生じる場合があります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待した価格では売却できない場合があります。結果として基準価額が下落する要因となります。

その他

- ・投資対象国の政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資に悪影響が発生する可能性があります。
- ・以下の日は、取得および換金のお申込みの受付は行いません。
 - イスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日
 - イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間
- ・投資環境の変化等により、継続申込期間の更新を行わないことや、取得のお申込みの受付を中止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを取得することができなくなります。
- ・当ファンドおよびマザーファンドの運用体制は今後変更となる場合があります。また、当ファンドおよびマザーファンドのファンドマネジャーが交代することがあります。こうした場合には、当ファンドおよびマザーファンドの運用方針の変更はありませんが、通常よりも多くの組入銘柄の変更等が行われる場合があります。
- ・当ファンドの分配金は、信託約款に規定する分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わない場合もあります。

<当ファンドのリスク管理体制>

ファンドのリスク要因の分析・検証は、毎月開催される投信運用会議で行われるとともに、リスク管理部にて検証の上、その結果はリスク管理委員会へ報告されることになっています。また、当ファンドおよびマザーファンドの担当者を設置し、投資制限の遵守状況をモニターするとともに、マザーファンドの運用の指図権限を委託したフォルティス・インベストメンツによる運用結果や、ポートフォリオの各種リスク特性を表す指標について分析を行い、委託会社の投信投資戦略会議及び投信運用会議において報告を行っております。

マザーファンドにおけるトルコ株式の運用委託先であるフォルティス・インベストメンツには、独立したコンプライアンス部門およびリスク管理部門があります。運用ガイドラインの遵守に関してはコンプライアンス部門によりモニタリングが行われます。日々のモニタリングに関しては、自社の売買発注システムおよびポートフォリオ管理システム内で口座ごとの運用制約の設定を事前に行い、常時管理を行っております。発生した不適切な事象に関しては、内容の重大さに応じて、当該部による会議が召集され、関係当事者による説明・今後の防止策が策定されます。

リスク管理に関しては、各運用部内のクオンツアナリストがポートフォリオのトラッキング・エラーのモニタリングをリスク管理ツールにより常時行っております。

また、毎週、リスク管理部により、各種リスク分析が行われ、CEO、CIOを含むその他の役員メンバーに報告されます。また、トラッキング・エラー分析に関しては、長期に基づく実績と推定との比較分析も行っております。

（参考）「損保ジャパン - フォルティス・トルコ株式マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2．運用方針

（1）投資対象

トルコ株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象といたします。

（2）投資態度

トルコ株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄選別を行います。

MSCI Turkey 10/40 Indexを運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目指します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、トルコ株式の運用指図に関する権限をFortis Investment Management S.A.に委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第22条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第24条の範囲で行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料および消費税等相当額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料の詳細につきましては、委託会社（電話03-5219-6853営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

(3)【信託報酬等】

< 信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金 >

時期	項目	費用・税金		
毎日	信託報酬	信託報酬の総額	純資産総額に対し 年率 1.995%（税抜1.90%）	
		信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社
			年率1.155% （税抜1.10%）	年率0.735% （税抜0.70%）
				受託会社
				年率0.105% （税抜0.10%）

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.995%（税抜1.90%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および各計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したフォルトリス・インベストメントへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.70%を乗じて得た額とします。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.00735%（税抜0.007%））を乗じて日々計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、以下の税率が適用されます。

- ・ その年における普通分配金を含む上場株式等の配当等（年間の支払金額が1万円以下の銘柄等に係るものを除く。）の合計額が100万円以下の場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。（確定申告不要）
- ・ その年における普通分配金等の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。なお、確定申告をする場合、総合課税と申告分離課税のいずれか一方を選択することができます。その際、申告分離課税を選択した場合、100万円以下の部分については10%（所得税7%及び地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%及び地方税5%）の税率が適用されます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、以下の税率が適用されます。

- ・ その年における譲渡益を含む上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円以下の場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。（源泉徴収口座（特定口座）の場合には、確定申告不要）
- ・ その年における譲渡益を含む上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円を超える場合、その超える年分については、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による申告分離課税（確定申告が必要）が適用されます。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（注１）個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記< 収益分配金の課税について > をご参照ください。）

（注２）収益分配金の課税について

- ・ 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は、平成21年2月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年3月6日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,823,929,127	97.00
現金及びその他の資産（負債控除後）		118,459,486	3.00
合計（純資産総額）		3,942,388,613	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考>

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド

平成21年3月6日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	トルコ	3,419,251,777	89.41
投資証券	トルコ	151,752,095	3.97
小計		3,571,003,872	93.38
現金及びその他の資産（負債控除後）		253,065,776	6.62
合計（純資産総額）		3,824,069,648	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）時価合計（円）については、平成21年3月6日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位30銘柄

当ファンドは、平成21年3月6日現在、1銘柄の親投資信託を保有しており、以下の通りです。

平成21年3月6日現在

国/地域	種類	銘柄名	保有数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	評価損益（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド	7,840,740,471	0.4942	3,874,893,940	0.4877	3,823,929,127	50,964,813	97.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b. 種類別投資比率

平成21年3月6日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> 損保ジャパン - フォルティス・トルコ株式マザーファンド
 投資有価証券の主要銘柄
 a. 評価額上位 30 銘柄

平成21年 3 月 6 日現在

順位	種類	通貨	国/地域	銘柄名	業種	保有数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	TURKIYE GARANTI BANKASI	銀行	3,260,968	119	388,964,333	110	357,220,783	9.34
2	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	電気通信サービス	760,182	472	359,011,533	453	344,141,233	9.00
3	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	TURKIYE IS BANKASI -C	銀行	1,674,357	197	329,400,941	174	291,969,016	7.64
4	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	電気通信サービス	1,000,000	233	232,502,400	215	214,617,600	5.61
5	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	AKBANK T.A.S.	銀行	934,005	255	238,039,020	201	187,925,542	4.91
6	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	資本財	569,999	307	175,171,030	319	181,586,291	4.75
7	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	エネルギー	193,436	799	154,599,274	889	171,897,095	4.50
8	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	TEKFEN HOLDING AS	資本財	1,160,000	155	179,749,101	140	162,081,000	4.24
9	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	YAPI VE KREDI BANKASI	銀行	1,701,531	97	164,520,522	87	148,353,765	3.88
10	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	食品・生活必需品 小売り	75,000	2,026	151,950,938	1,816	136,231,875	3.56
11	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	銀行	2,243,706	63	141,702,823	60	135,432,787	3.54
12	投資証券	トルコ・リラ	トルコ	IS GAYRIMENKUL YATIRIM ORTAK	-	2,510,497	41	103,830,641	51	127,683,626	3.34
13	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	TURKIYE HALK BANKASI	銀行	650,000	229	148,946,850	182	118,430,910	3.10
14	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	食品・飲料・たば こ	199,856	559	111,699,518	564	112,816,514	2.95
15	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	EIS ECZACIBASI ILAC SINAI VE FINASAL YATIRIMLAR SANAYI VE TICARE	医薬品・バイオテ クノロジー	1,860,000	45	84,203,874	45	84,203,874	2.20
16	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	DOGAN SIRKETLER GRUBU HLDGS	資本財	3,101,699	32	98,811,756	26	79,742,820	2.09
17	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	HACI OMER SABANCI HOLDING	各種金融	474,000	163	77,356,231	130	61,726,034	1.61
18	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	ALBARAKA TURK KATILIM BANKAS	銀行	500,000	114	57,007,800	111	55,331,100	1.45
19	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	ANADOLU SIGORTA	保険	987,658	48	46,920,175	52	51,336,191	1.34
20	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	ANADOLU CAM SANAYII AS	素材	888,594	58	51,153,424	54	48,173,613	1.26
21	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	COCA-COLA ICECEK AS	食品・飲料・たば こ	124,000	388	48,166,002	388	48,166,002	1.26
22	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	ADANA CIMENTO-A	素材	272,415	150	40,803,735	173	47,198,350	1.23
23	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	AKCANSI CIMENTO	素材	403,000	117	47,074,470	117	47,074,470	1.23
24	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	自動車・自動車部 品	196,609	247	48,569,068	230	45,272,525	1.18
25	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	KOC HOLDING AS	資本財	390,059	125	48,614,886	115	44,908,819	1.17
26	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	BORUSAN MANNESMANN BORU SANA	素材	117,000	313	36,619,128	296	34,657,389	0.91
27	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	素材	181,114	188	34,011,471	187	33,809,021	0.88
28	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	TRAKYA CAM SANAYII AS	資本財	738,417	48	35,079,607	45	33,016,101	0.86
29	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	ASYA KATILIM BANKASI AS	銀行	537,597	59	31,548,611	55	29,445,370	0.77
30	外国株式	トルコ・リラ	トルコ	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	自動車・自動車部 品	353,000	64	22,688,546	67	23,675,004	0.62

(注1) 外貨建証券の評価金額は、平成21年 3 月 6 日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 評価額組入上位 30 銘柄について記載しています。

(注3) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成21年3月6日現在

資産の種類	投資比率（％）
株式	89.41
投資証券	3.97
合計	93.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

c．業種別投資比率

平成21年3月6日現在

業種	評価金額（円）	投資比率（％）
銀行	1,324,109,274	34.63
電気通信サービス	558,758,833	14.61
資本財	501,335,031	13.11
素材	210,912,843	5.52
エネルギー	171,897,095	4.50
食品・飲料・たばこ	160,982,516	4.21
食品・生活必需品小売り	136,231,875	3.56
保険	101,853,239	2.66
医薬品・バイオテクノロジー	84,203,874	2.20
自動車・自動車部品	68,947,529	1.80
各種金融	63,972,866	1.67
公益事業	33,480,379	0.88
テクノロジー・ハードウェア	2,566,423	0.07
合計	3,419,251,777	89.41

（注）投資比率はファンドの純資産総額に対する各業種の評価比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年3月6日及び同日前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち (円)	分配付き (円)	分配落ち (円)	分配付き (円)
第1期末 (平成19年1月25日)	11,723	12,723	1,876,659,960	2,036,739,295
第2期末 (平成20年1月25日)	11,790	12,790	11,152,516,063	12,091,053,847
第3期末 (平成21年1月26日)	4,072	4,072	4,013,470,070	4,013,470,070
平成20年3月末	9,111	-	9,457,911,698	-
4月末	10,251	-	10,967,036,991	-
5月末	10,279	-	11,253,071,346	-
6月末	9,271	-	10,238,764,690	-
7月末	11,174	-	12,116,469,504	-
8月末	10,930	-	11,517,950,168	-
9月末	8,705	-	8,859,189,016	-
10月末	5,237	-	5,097,908,819	-
11月末	4,726	-	4,666,634,365	-
12月末	4,758	-	4,695,112,295	-
平成21年1月末	4,389	-	4,319,809,340	-
2月末	4,333	-	4,256,691,155	-
3月6日	4,010	-	3,942,388,613	-

【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金(円)
第1期	自 平成18年5月31日 至 平成19年1月25日	1,000
第2期	自 平成19年1月26日 至 平成20年1月25日	1,000
第3期	自 平成20年1月26日 至 平成21年1月26日	0

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	27.23
第2期	9.10
第3期	65.46

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年5月31日 信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込期間内における毎営業日に、いつでも申込みいただくことができます。ただし、下記の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。

< 取得申込不可日 >

- イスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日
- イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間

イスラム暦に基づくトルコの休日は毎年一定ではありません。なお、同休日の期間はイスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日にも該当します。休日の詳細につきましては、販売会社または委託会社（電話03-5219-6853営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（わが国の取引所の半休日の場合などは、受付時間を午前11時までとさせていただく場合がありますのでご注意ください。また、受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、取得のお申込みを中止することおよび既に受付けた取得のお申込みを取り消しさせていただくことがあります。

(2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくこととなります。販売会社によってはどちらか一方のお取扱いとなる場合があります。

(3) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5219-6853営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。
申込手数料率の詳細につきましては、委託会社（電話03-5219-6853営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。
自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、申込手数料および申込手数料に係る消費税等額は、申込代金の中から差引かれます。申込代金には利息を付けません。なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
- (5) お申込単位は、一般コースでは、1円単位または1口単位を最低単位として販売会社がそれぞれ定める単位です。自動けいぞく投資コースでは、1円単位を最低単位として、販売会社がそれぞれ定める単位です。
申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の換金請求不可日にあたる日はご換金のお申込みの受付はできません。

< 換金請求不可日 >

- イスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日
- イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間

イスラム暦に基づくトルコの休日は毎年一定ではありません。なお、同休日の期間はイスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日にも該当します。休日の詳細につきましては、販売会社または委託会社（電話03-5219-6853営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

ご換金のお申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（わが国の取引所の半休日などは受付時間を午前11時までとさせていただきます場合がありますのでご注意ください。また、受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、換金のお申込みを中止することおよび既に受付けた換金のお申込みを取り消しさせていただくことがあります。

- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位または1円単位として販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社または委託会社（電話03-5219-6853営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、当該解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した、解約価額とします。解約代金の支払いは原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- (5) 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (6) いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で全部または一部の解約に制約を設けることができます。
また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、金融市場の状況によっては、1日1件1億円を超える換金のお申込みにはご対応できない場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5219-6853 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

・委託会社のホームページアドレス <http://www.sjam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成28年1月25日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第53条第1項、第55条第1項、第56条第1項および第58条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年1月26日から翌年1月25日までとすることを原則とします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- () 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回る場合となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記()の信託契約の解約をしません。
- () 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第54条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第54条第4項に該当する場合（当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える場合）を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第54条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき、計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始6ヵ月経過毎に半期報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき各計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

投資顧問契約

委託会社とフォルティス・インベストメンツとの間の投資一任契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資一任契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。

また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとし、

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとし、

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位または1円単位として販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求する権利を有しています。

受付は原則として午後3時（わが国の取引所の半休日の場合などは午前11時）までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとし、

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、平成19年1月26日から平成20年1月25日までの財務諸表については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、平成20年1月26日から平成21年1月26日までの財務諸表については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。
また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、平成19年1月26日から平成20年1月25日までの財務諸表については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、平成20年1月26日から平成21年1月26日までの財務諸表については改正後の投資信託財産計算規則に基づき作成しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成19年1月26日から平成20年1月25日までの財務諸表については、新日本監査法人による監査を受け、平成20年1月26日から平成21年1月26日までの財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、平成20年7月1日付をもって、名称を新日本有限責任監査法人に変更しております。

1【財務諸表】

損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式オープン

(1)【貸借対照表】

区分	第2期 (平成20年1月25日現在)	第3期 (平成21年1月26日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,465,476,827	218,926,928
親投資信託受益証券	10,170,773,252	3,874,893,940
流動資産合計	12,636,250,079	4,093,820,868
資産合計	12,636,250,079	4,093,820,868
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	938,537,784	-
未払解約金	389,815,055	8,090,630
未払受託者報酬	8,171,009	3,796,222
未払委託者報酬	147,078,918	68,332,696
その他未払費用	131,250	131,250
流動負債合計	1,483,734,016	80,350,798
負債合計	1,483,734,016	80,350,798
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	9,459,526,033	9,856,473,120
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,692,990,030	5,843,003,050
純資産合計	11,152,516,063	4,013,470,070
負債・純資産合計	12,636,250,079	4,093,820,868

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第 2 期 自 平成19年 1 月26日 至 平成20年 1 月25日	第 3 期 自 平成20年 1 月26日 至 平成21年 1 月26日
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取利息	1,908,396	1,235,474
有価証券売買等損益	568,880,576	7,661,859,312
営業収益合計	566,972,180	7,660,623,838
営業費用		
受託者報酬	11,018,802	9,519,854
委託者報酬	198,339,978	171,358,778
その他費用	262,500	262,500
営業費用合計	209,621,280	181,141,132
営業損失金額	776,593,460	7,841,764,970
経常損失金額	776,593,460	7,841,764,970
当期純損失金額	776,593,460	7,841,764,970
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	1,004,922,969	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	-	975,576,000
期首剰余金	275,866,608	1,692,990,030
剰余金増加額	7,643,292,444	-
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）	（7,643,292,444）	（ - ）
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,506,114,809	669,804,110
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）	（3,506,114,809）	（616,819,415）
（当期追加信託に伴う欠損金増加額）	（ - ）	（52,984,695）
分配金	938,537,784	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,692,990,030	5,843,003,050

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 2 期 自 平成19年 1 月26日 至 平成20年 1 月25日	第 3 期 自 平成20年 1 月26日 至 平成21年 1 月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他		当計算期間は期末が休日のため平成 20年 1 月26日から平成21年 1 月26日 までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 2 期 (平成20年 1 月25日現在)	第 3 期 (平成21年 1 月26日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	9,459,526,033口	9,856,473,120口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	—	元本の欠損 5,843,003,050円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.1790円 (1万口当たり純資産額 11,790円)	1口当たり純資産額 0.4072円 (1万口当たり純資産額 4,072円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 2 期 自 平成19年 1 月26日 至 平成20年 1 月25日	第 3 期 自 平成20年 1 月26日 至 平成21年 1 月26日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 71,545,687円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 62,039,636円
2. 分配金の計算過程 第2期計算期間末（平成20年 1 月25日）に収益調整金（2,559,478,509円）及び分配準備積立金（72,049,305円）を対象収益（2,631,527,814円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、収益調整金から879,735,921円、分配準備積立金から58,801,863円の合計938,537,784円に、当期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税額7,414,819円の合計945,952,603円（1万口当り1,000円）を分配に充てることに決定しました。	2. 分配金の計算過程 第3期計算期間末（平成21年 1 月26日）に経費控除後の配当等収益（108,311,377円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（557,767,417円）及び分配準備積立金（10,286,889円）を対象収益（676,365,683円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 2 期 (平成20年 1 月25日現在)	第 3 期 (平成21年 1 月26日現在)
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	第 2 期 自 平成19年 1 月26日 至 平成20年 1 月25日	第 3 期 自 平成20年 1 月26日 至 平成21年 1 月26日
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,600,793,352円	9,459,526,033円
期中追加設定元本額	16,902,677,305円	4,442,673,725円
期中解約元本額	9,043,944,624円	4,045,726,638円

(有価証券関係)

第2期（自平成19年1月26日 至平成20年1月25日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	10,170,773,252	701,647,010
合計	10,170,773,252	701,647,010

第3期（自平成20年1月26日 至平成21年1月26日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,874,893,940	7,190,465,930
合計	3,874,893,940	7,190,465,930

(デリバティブ取引等関係)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

() 株式

該当事項はございません。

() 株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成21年1月26日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド	7,840,740,471	3,874,893,940	-
合計	—	7,840,740,471	3,874,893,940	-

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

< 参考 >

当ファンドは「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

* なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年1月25日現在)	(平成21年1月26日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	218,392,585	220,737,649
コール・ローン	216,068,012	108,281,784
株式	9,305,255,456	3,428,679,641
投資証券	430,765,014	117,157,772
流動資産合計	10,170,481,067	3,874,856,846
資産合計	10,170,481,067	3,874,856,846
負債の部		
流動負債		
該当事項なし	-	-
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	6,983,502,645	7,840,740,471
剰余金		
剰余金又は欠損金()	3,186,978,422	3,965,883,625
純資産合計	10,170,481,067	3,874,856,846
負債・純資産合計	10,170,481,067	3,874,856,846

「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」は、平成18年5月31日に信託契約を締結し、平成21年1月26日に第3期決算を行いました。上の表は、平成20年1月25日及び平成21年1月26日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成19年 1 月26日 至 平成20年 1 月25日	自 平成20年 1 月26日 至 平成21年 1 月26日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている株式 原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 店頭市場登録株式 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の最終相場又は最終買気配相場で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている株式 同左 (2) 店頭市場登録株式 同左
2. 外貨建資産・負債の 本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左

区分	自 平成19年 1 月26日 至 平成20年 1 月25日	自 平成20年 1 月26日 至 平成21年 1 月26日
4．会計方針の変更	受取配当金は、従来、原則として配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則等」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として配当落ち日において、予想配当金額の全額を計上する方法に変更しました。これにより、従来の方と比べて、営業利益金額、経常利益金額及び当期純利益金額への影響はありませんでした。	
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左
6．その他		当計算期間は期末が休日のため平成20年1月26日から平成21年1月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	(平成20年 1 月25日現在)	(平成21年 1 月26日現在)
1．計算期間末日における受益権の総数	6,983,502,645口	7,840,740,471口
2．投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額		元本の欠損 3,965,883,625円
3．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.4564円 (1万口当たり純資産額 14,564円)	1口当たり純資産額 0.4942円 (1万口当たり純資産額 4,942円)

（関連当事者との取引に関する注記）

（平成20年 1 月25日現在）	（平成21年 1 月26日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	自 平成19年 1 月26日 至 平成20年 1 月25日	自 平成20年 1 月26日 至 平成21年 1 月26日
1．開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額	1,427,419,570円	6,983,502,645円
同期中における追加設定元本額	8,285,946,672円	2,188,161,188円
同期中における解約元本額	2,729,863,597円	1,330,923,362円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
損保ジャパン-フォルティス・トルコ株式オープン	6,983,502,645円	7,840,740,471円
（合計）	6,983,502,645円	7,840,740,471円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成19年 1 月26日 至平成20年 1 月25日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	9,305,255,456	841,791,868
投資証券	430,765,014	196,180,189
合計	9,736,020,470	1,037,972,057

（自平成20年 1 月26日 至平成21年 1 月26日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	3,428,679,641	2,516,099,767
投資証券	117,157,772	96,831,466
合計	3,545,837,413	2,612,931,233

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

(3) 附属明細表
有価証券明細表
() 株式
次表の通りです。

平成21年 1月26日現在

種類	銘柄	株数	評価単価	評価金額	備考
トルコ・リラ	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	199,856	10.00	1,998,560.00	-
	AKBANK T.A.S.	934,005	4.56	4,259,062.80	-
	AKCANSI CIMENTO	403,000	2.09	842,270.00	-
	AYGAZ AS	156,074	1.93	301,222.82	-
	YAPI VE KREDI BANKASI	1,701,531	1.73	2,943,648.63	-
	AKSIGORTA	140,000	2.78	389,200.00	-
	HACI OMER SABANCI HOLDING	474,000	2.92	1,384,080.00	-
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	296,609	4.42	1,311,011.78	-
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	181,114	3.36	608,543.04	-
	DOGAN SIRKETLER GRUBU HLDGS	3,101,699	0.57	1,767,968.43	-
	ADANA CIMENTO-A	272,415	2.68	730,072.20	-
	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	193,436	14.30	2,766,134.80	-
	TRAKYA CAM SANAYII AS	738,417	0.85	627,654.45	-
	KOC HOLDING AS	390,059	2.23	869,831.57	-
	TURKIYE IS BANKASI-C	1,674,357	3.52	5,893,736.64	-
	TURKIYE GARANTI BANKASI	2,730,968	2.16	5,898,890.88	-
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	353,000	1.15	405,950.00	-
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	760,182	8.45	6,423,537.90	-
	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	2,243,706	1.13	2,535,387.78	-
	ANADOLU SIGORTA	987,658	0.85	839,509.30	-
	YAPI KREDI SIGORTA AS	40,112	5.85	234,655.20	-
	GUNES SIGORTA	370,000	1.16	429,200.00	-
	AKENERJI ELEKTRIK URETIM AS	50,000	5.35	267,500.00	-
	FINANS FINANSAL KIRALAMA	35,264	1.25	44,080.00	-
	EIS ECZACIBASI ILAC SINAI VE FINASAL YATIRIMLAR SANAY I VE TICARE	1,860,000	0.81	1,506,600.00	-
	INDEKS BILGISAYAR	55,999	0.81	45,359.19	-
	ALBARAKA TURK KATILIM BANKAS	500,000	2.04	1,020,000.00	-
	BORUSAN MANNESMANN BORU SANA	117,000	5.60	655,200.00	-
	COCA-COLA ICECEK AS	124,000	6.95	861,800.00	-
	TURKIYE HALK BANKASI	650,000	4.10	2,665,000.00	-
	ANADOLU CAM SANAYII AS	888,594	1.03	915,251.82	-
	TEKFEN HOLDING AS	1,030,000	2.78	2,863,400.00	-
	ASYA KATILIM BANKASI AS	537,597	1.05	564,476.85	-
	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	459,999	5.40	2,483,994.60	-
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	75,000	36.25	2,718,750.00	-
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	1,000,000	4.16	4,160,000.00	-
トルコ・リラ 通貨計				64,231,540.68	-
				(3,428,679,641円)	-
ファンド計				(3,428,679,641円)	-

(注1) () 内は、邦貨換算額であります。

（ ）株式以外の有価証券
次表の通りです。

平成21年1月26日現在

種類	通貨	銘柄	口数	評価単価	評価金額	備考
投資証券	トルコ・リラ	ALARKO GAYRIMENKUL YATIRIM	26,000	8.95	232,700.00	-
		IS GAYRIMENKUL YATIRIM ORTAK	2,510,497	0.74	1,857,767.78	-
		YAPI KREDI KORAY GAYRIMENKUL	163,000	0.64	104,320.00	-
	小計 (トルコ・リラ)				2,194,787.78	-
					(117,157,772円)	-
	ファンド計				(117,157,772円)	-

（注1）（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率（％）	合計額に対する比率（％）
トルコ・リラ	株式 36銘柄	88.49	96.70
トルコ・リラ	投資証券 3銘柄	3.02	3.30
合計	39銘柄	91.51	100.00

（注1）組入時価比率は各通貨ごとの組入時価の純資産に対する比率であります。

（注2）合計額に対する比率は、外貨建有価証券の時価総額に対する外貨毎の種類別の有価証券の時価の比率です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年 3 月 6 日現在

資産総額（円）	3,958,471,385
負債総額（円）	16,082,772
純資産総額（ - ）（円）	3,942,388,613
発行済数量（口）	9,830,782,284
1 単位当り純資産額（ / ）（円）	0.4010

<参 考>

純資産額計算書

損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド

平成21年 3 月 6 日現在

資産総額（円）	3,921,140,146
負債総額（円）	97,070,498
純資産総額（ - ）（円）	3,824,069,648
発行済数量（口）	7,840,740,471
1 単位当り純資産額（ / ）（円）	0.4877

第 5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成18年 5 月31日）から第 3 期末（平成21年 1 月26日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 1 期	2,353,204,603	752,411,251
第 2 期	16,902,677,305	9,043,944,624
第 3 期	4,442,673,725	4,045,726,638

（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成21年2月末現在）

資本金の額	1,200百万円
会社が発行する株式の総数	23,440株
発行済株式総数	9,860株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構（平成21年2月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

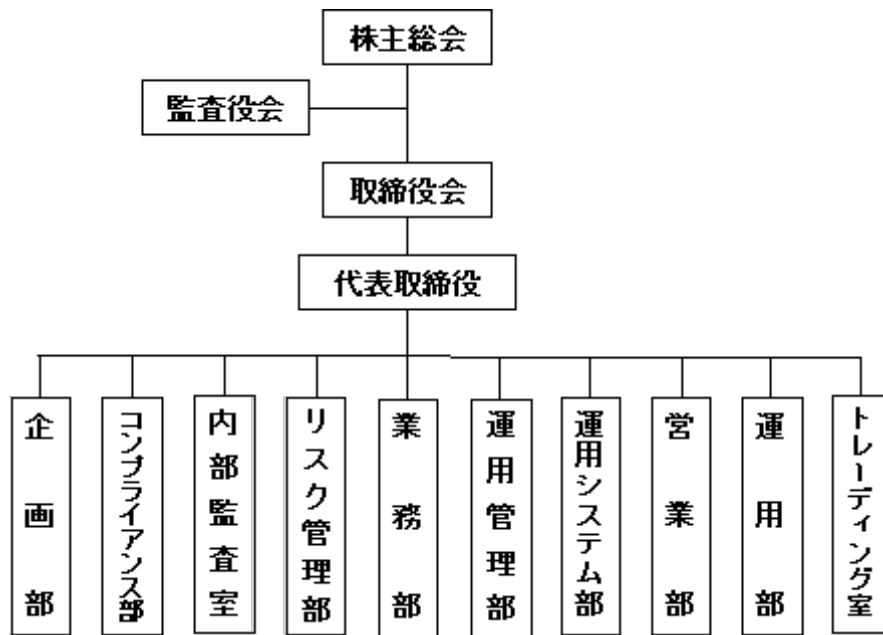
取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

組織及び業務



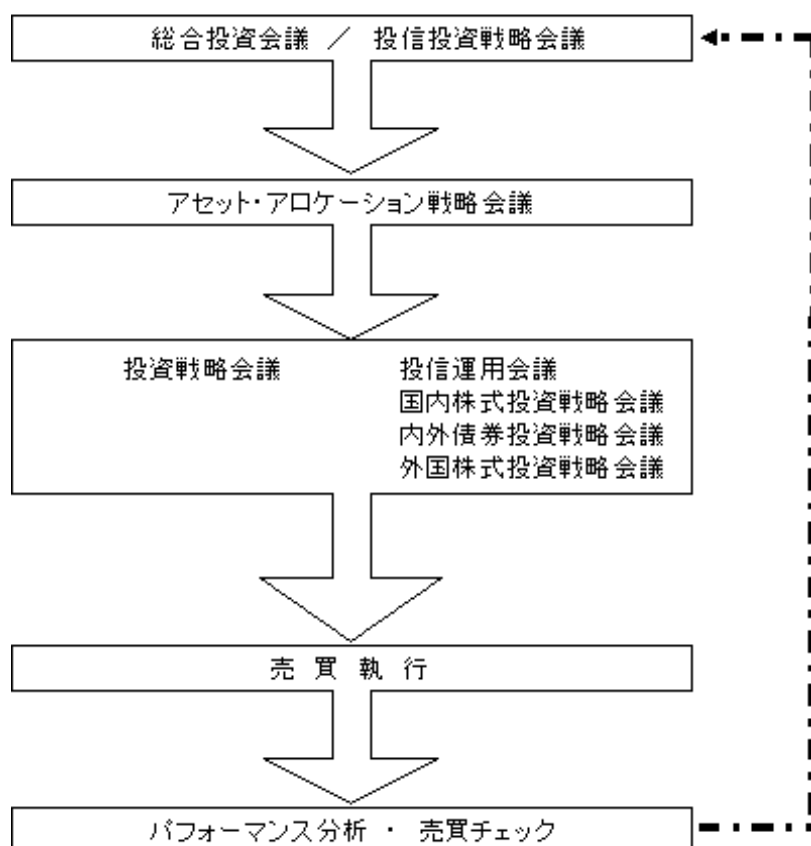
部 署	主な業務内容
企画部	経営戦略・計画の立案 投資顧問業務に係わる行政対応 投資信託の商品企画・立案 投信約款・目論見書・運用報告書等の作成 投資信託業務に係わる行政対応
コンプライアンス部	法令・規則等の遵守に関する教育・研修、管理、審査 売買執行に関する法令・規則等の遵守の審査に係わる事項 運用に関する内部牽制に係わる事項 法務に係わる調査、研究
内部監査室	内部監査の計画立案、実施、調書作成、結果報告 問題点の是正勧告と改善状況の検証
リスク管理部	会社業務が内包する各種リスクの統合管理 各種リスク管理体制整備の企画・立案 リスク管理手法等の研究、開発、情報収集
業務部	決算に係わる事項 人事制度の立案 総務・庶務に係わる企画立案、管理及び指導
運用管理部	投資一任契約に基づく有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託委託業務における有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託の計理に係わる事項 投資信託の販売管理に係わる事務処理 投資信託受益証券の管理に係わる事項 投資信託直販に係わる事務処理
運用システム部	運用システムの企画、開発及び保守 社内システム推進に係わる企画事項 システム関連機器の発注及び管理 その他システム関連事項
営業部	投資顧問の営業に係わる事項 投資信託の営業に係わる事項 営業活動に伴う広告宣伝に係わる事項
運用部	資産運用方針及び資産配分計画の立案、実行及び管理 投資理論及び運用手法の調査、研究及び開発 産業及び企業の調査・分析 投資信託の運用方針の企画・立案 投資信託の運用の実行 投資信託の運用成果の評価・分析・検討 販売会社及び顧客向けディスクロージャー資料の作成
トレーディング室	有価証券の売買計画案及び売買手法の策定、選択及び調整に係わる事項 有価証券の売買執行 最良執行(取引証券会社等の選定基準等を含む)に係わる企画・立案、分析、評価及び管理 執行コストの分析及び手数料管理

投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値（本源的価値）を有しており、市場価格はこの投資価値に近づく。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。

運用プロセス



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成21年2月末現在、計58本（追加型株式投資信託52本、単位型株式投資信託5本、単位型公社債投資信託1本）であり、その純資産総額の合計は168,305百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、並びに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表について新日本監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第24期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

（１）【貸借対照表】

		第22期 （平成19年３月31日現在）			第23期 （平成20年３月31日現在）		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 （％）	金額（千円）		構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
１ 現金			163			492	
２ 預金			1,426,167			1,253,774	
３ 前払費用			23,429			28,684	
４ 未収委託者報酬			583,514			609,500	
５ 未収運用受託報酬	* 2		-			227,864	
６ 未収収益	* 2		255,572			1,309	
７ 繰延税金資産			59,383			56,285	
８ その他			83			151	
流動資産合計			2,348,315	93.7		2,178,063	92.6
固定資産							
１ 有形固定資産							
（１）建物	* 1		17,238			14,753	
（２）器具備品	* 1		14,180			18,954	
有形固定資産合計			31,419	1.3		33,707	1.4
２ 無形固定資産							
（１）電話加入権			4,535			4,535	
無形固定資産合計			4,535	0.2		4,535	0.1
３ 投資その他の資産							
（１）投資有価証券			16,242			18,267	
（２）長期差入保証金			78,467			78,467	
（３）預託金			1,000			-	
（４）繰延税金資産			25,910			38,244	
（５）その他			-			20	
投資その他の資産 合計			121,620	4.9		134,999	5.7
固定資産合計			157,574	6.3		173,242	7.3
資産合計			2,505,889	100.0		2,351,305	100.0

		第22期 （平成19年3月31日現在）			第23期 （平成20年3月31日現在）		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 （％）	金額（千円）		構成比 （％）
（負債の部）							
流動負債							
1 預り金			1,198			1,098	
2 未払金							
（1）未払手数料	* 2	234,448			250,513		
（2）その他未払金		129,309	363,758		104,246	354,760	
3 未払費用	* 2		94,682			135,795	
4 未払消費税等			25,238			21,370	
5 未払法人税等			201,090			75,110	
6 賞与引当金			76,074			77,397	
流動負債合計			762,043	30.4		665,532	28.3
固定負債							
1 退職給付引当金			11,524			12,527	
固定負債合計			11,524	0.5		12,527	0.5
負債合計			773,567	30.9		678,059	28.8

区分	注記 番号	第22期 (平成19年3月31日現在)		第23期 (平成20年3月31日現在)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		1,200,000	47.9	1,200,000	51.0
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		202,677		202,677	
資本剰余金合計		202,677	8.1	202,677	8.6
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金		3,822		32,416	
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		325,830		238,141	
利益剰余金合計		329,652	13.2	270,557	11.5
株主資本合計		1,732,330	69.1	1,673,235	71.1
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		7	0.0	10	0.0
評価・換算差額等合計		7	0.0	10	0.0
純資産合計		1,732,322	69.1	1,673,245	71.1
負債・純資産合計		2,505,889	100.0	2,351,305	100.0

（２）【損益計算書】

		第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
営業収益							
1 委託者報酬		2,161,182			2,770,246		
2 投資顧問料	* 1	1,202,167			-		
3 運用受託報酬	* 1	-	3,363,350	100.0	1,117,214	3,887,461	100.0
営業費用							
1 支払手数料	* 1	929,380			1,215,870		
2 広告宣伝費		7,980			28,142		
3 公告費		3,889			565		
4 受益証券発行費		2,060			150		
5 調査費		711,156			809,162		
（1）調査費	* 1	269,712			294,863		
（2）委託調査費	* 1	437,775			512,142		
（3）図書費		3,668			2,156		
6 営業雑経費		97,399			141,097		
（1）通信費		15,959			16,549		
（2）印刷費		74,670			118,427		
（3）諸会費		6,769	1,751,866	52.1	6,120	2,194,987	56.4

		第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
一般管理費							
1 給料		645,568			797,423		
(1) 役員報酬	* 2	29,200			29,600		
(2) 給料・手当		531,313			593,666		
(3) 賞与		85,055			174,157		
2 福利厚生費		86,183			91,055		
3 交際費		3,208			2,744		
4 寄付金		250			331		
5 旅費交通費		13,539			15,874		
6 法人事業税		9,163			8,839		
7 租税公課		5,474			1,758		
8 不動産賃借料		157,264			157,251		
9 退職給付費用		3,941			8,690		
10 賞与引当金繰入		162,441			77,397		
11 固定資産減価償却費		5,566			6,284		
12 諸経費	* 1	126,407	1,219,009	36.2	156,210	1,323,862	34.0
営業利益			392,474	11.7		368,610	9.4
営業外収益							
1 受取配当金		90			90		
2 受取利息		1,017			2,995		
3 為替差益		1			315		
4 雑益		693	1,801	0.1	309	3,710	0.0
営業外費用							
1 雑損		1,241	1,241	0.0	76	76	0.0
経常利益			393,034	11.7		372,244	9.5

		第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
特別利益							
1 子会社整理益	* 3	36,197	36,197	1.1	-	-	-
特別損失							
1 固定資産除却損	* 4	139	139	0.0	338	338	0.0
税引前当期純利益			429,093	12.8		371,906	9.5
法人税等			196,006	5.8		-	-
法人税、住民税及び 事業税			-	-		164,741	4.2
法人税等還付金			-	-		10,437	0.2
法人税等調整額			85,294	2.5		9,242	0.2
当期純利益			318,381	9.5		226,844	5.8

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
平成18年 3 月31日残高	1,200,000	202,677	202,677	3,822	7,449	11,271	1,413,949	12	12	1,413,936
事業年度中の変動額										
当期純利益					318,381	318,381	318,381			318,381
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								4	4	4
事業年度中の変動額 合計	-	-	-	-	318,381	318,381	318,381	4	4	318,386
平成19年 3 月31日残高	1,200,000	202,677	202,677	3,822	325,830	329,652	1,732,330	7	7	1,732,322

当事業年度（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
平成19年 3 月31日残高	1,200,000	202,677	202,677	3,822	325,830	329,652	1,732,330	7	7	1,732,322
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				28,594	314,534	285,940	285,940			285,940
当期純利益					226,844	226,844	226,844			226,844
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								18	18	18
事業年度中の変動額 合計	-	-	-	28,594	87,689	59,095	59,095	18	18	59,077
平成20年 3 月31日残高	1,200,000	202,677	202,677	32,416	238,141	270,557	1,673,235	10	10	1,673,245

重要な会計方針

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）によっております。 (2) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3 ～ 15年 器具備品 3 ～ 20年	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 同左 (2) 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8 ～ 15年 器具備品 5 ～ 20年 （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3 月30日 法律第 6 号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3 月30日 政令第83号）。以下、同じ。）に伴い、当事業年度より、平成19年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ86千円減少しております。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年 3 月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5 %に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5 %相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ306千円減少しております。

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 4．引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。 5．リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 6．消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。	3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左 4．引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左 5．リース取引の処理方法 同左 6．消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,732,322千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、「財務諸表等規則」及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の改正に伴い、改正後の「財務諸表等規則」及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」により作成しております。	-----

表示方法の変更

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
-----	（貸借対照表） 前事業年度まで、流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は、当事業年度より「未収運用受託報酬」として区分掲記することと致しました。 なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」の金額は255,130千円であります。 （損益計算書） 前事業年度まで、「投資顧問料」と表示されていたものは、当事業年度より「運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度まで、「法人税等」と表示されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 59,999千円	建物 62,484千円
器具備品 42,137千円	器具備品 38,352千円
* 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。	* 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。
未収収益 506千円	未収運用受託報酬 506千円
未払手数料 4,153千円	未払手数料 3,755千円
未払費用 15,000千円	未払費用 15,000千円

（損益計算書関係）

第22期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
* 1. このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。	* 1. このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。
投資顧問料 57,590千円	運用受託報酬 26,353千円
支払手数料 17,548千円	支払手数料 17,226千円
調査費 1,679千円	調査費 1,658千円
委託調査費 30,000千円	委託調査費 30,000千円
諸経費 442千円	諸経費 472千円
* 2. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。	* 2. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。
取締役 年額 200,000千円以内	取締役 年額 200,000千円以内
監査役 年額 50,000千円以内	監査役 年額 50,000千円以内
* 3. 子会社整理益は、子会社の清算手続が終了し、清算配当金を受領したことによるものであります。	* 3. -----
* 4. 固定資産除却損は、器具備品139千円であります。	* 4. 固定資産除却損は、器具備品338千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（1）発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	-	-	9,860株

（2）自己株式に関する事項

該当事項はありません。

（3）新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

（4）剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次の通り決定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	285,940,000円
1株当たりの配当額	29,000円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（1）発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	-	-	9,860株

（2）自己株式に関する事項

該当事項はありません。

（3）新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

（4）剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	285,940,000円
1株当たりの配当額	29,000円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次の通り決定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

（リース取引関係）

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日				第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 単位：千円				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 単位：千円			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	30,701	13,251	17,450	器具備品	32,762	11,025	21,736
合計	30,701	13,251	17,450	合計	32,762	11,025	21,736
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 6,117千円 1 年超 11,866千円 合計 17,983千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 6,150千円 1 年超 16,194千円 合計 22,344千円			
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 6,625千円 減価償却費相当額 6,011千円 支払利息相当額 689千円				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 7,887千円 減価償却費相当額 7,089千円 支払利息相当額 1,052千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

（有価証券関係）

第22期（平成19年3月31日現在）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	500	492	7
	小計	500	492	7
合計		500	492	7

5．当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

6．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第23期（平成20年3月31日現在）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	2,000	2,027	27
	小計	2,000	2,027	27
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	500	490	9
	小計	500	490	9
合計		2,500	2,517	17

5．当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

6．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期 （平成19年3月31日現在）	第23期 （平成20年3月31日現在）																
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>11,524千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>11,524千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>3,941千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>3,941千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。 5．当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	退職給付債務	11,524千円	退職給付引当金	11,524千円	勤務費用等	3,941千円	退職給付費用	3,941千円	1．採用している退職給付制度の概要 同左 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>12,527千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>12,527千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>8,690千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>8,690千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左 5．同左	退職給付債務	12,527千円	退職給付引当金	12,527千円	勤務費用等	8,690千円	退職給付費用	8,690千円
退職給付債務	11,524千円																
退職給付引当金	11,524千円																
勤務費用等	3,941千円																
退職給付費用	3,941千円																
退職給付債務	12,527千円																
退職給付引当金	12,527千円																
勤務費用等	8,690千円																
退職給付費用	8,690千円																

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第22期 （平成19年3月31日現在）	第23期 （平成20年3月31日現在）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 30,954	ソフトウェア損金算入限度超過額 42,950
ソフトウェア損金算入限度超過額 30,425	賞与引当金 31,493
未払事業税否認 15,664	未払事業税否認 6,194
退職給付引当金 4,689	繰延資産償却超過額 5,253
未払費用否認 2,917	退職給付引当金 5,097
未払事業所税否認 388	未払費用否認 2,986
その他 254	未払事業所税否認 386
繰延税金資産合計 85,294	その他 174
	繰延税金資産合計 94,537
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 -	その他有価証券評価差額金 7
繰延税金負債合計 -	繰延税金負債合計 7
繰延税金資産の純額 85,294	繰延税金資産の純額 94,529
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
（単位：%）	
法定実効税率 40.7	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
（調整）	
評価性引当額の増減 16.3	
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.9	
住民税均等割 0.5	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.8	

（関連当事者との取引）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

（単位：千円、千米ドル）

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	損保ジャパン	東京都新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	転籍 1名 出向 3名	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言及び一任（注1）	投資顧問料の受取り	57,590	未収収益	506
							2. 投資信託に係る事務代行の委託等（注2）	投信代行手数料の支払い	17,548	未払手数料	4,153
							3. 保険契約（注3）	保険料の支払い	442	-	-
							4. LANの利用（注4）	LAN利用料の支払い	1,679	-	-
その他の関係会社	The TCW Group, Inc.	米国カリフォルニア州	US\$147,150	資産運用会社（持ち株会社）	(被所有) 直接30%	兼任 1名	株式投資に関する情報提供契約（注5）	情報料の支払い	30,000	未払費用	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注3）保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注4）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

（注5）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（2）役員及び個人主要株主等

役員及び個人主要株主等との取引はありません。

（3）子会社等

子会社等との取引はありません。

(4) 兄弟会社等

(単位：千円、千米ドル)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	損保ジャパンひまわり生命保険(株)	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1） 2. 団体定期保険の契約（注2）	投資顧問料の受取り 生命保険料の支払い	132,407 609	未収収益 -	69,770 -
親会社の子会社	損保ジャパンD C証券(株)	東京都新宿区	10,510,000	確定拠出年金業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言（注3） 2. 投資信託に係る事務代行の委託等（注4）	投資顧問料の支払い 投信代行手数料の支払い	22,895 177,943	未払費用 未払手数料	5,343 45,009
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	兼任1名	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注3）	投資顧問料の支払い	117,488	未払費用	27,622
その他の関係会社の子会社	TCW Asset Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業	-	兼任1名	投資顧問契約に基づく資産運用の助言（注5）	未収投資顧問料の受取り	54,000	-	-

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注3）投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注4）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注5）投資顧問料の受取りについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円、千米ドル）

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱損害保険ジャパン	東京都新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	転籍 1名 出向 3名	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言及び一任（注1）	運用受託報酬の受取り	26,353	未収運用受託報酬	506
							2. 投資信託に係る事務代行の委託等（注2）	投信代行手数料の支払い	17,226	未払手数料	3,755
							3. 保険契約（注3）	保険料の支払い	472	-	-
							4. LANの利用（注4）	LAN利用料の支払い	1,658		
その他の関係会社	The TCW Group, Inc.	米国カリフォルニア州	US\$179,841	資産運用会社（持ち株会社）	(被所有) 直接30%	兼任 1名	株式投資に関する情報提供契約（注5）	情報料の支払い	30,000	未払費用	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注3）保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注4）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

（注5）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

役員及び個人主要株主等との取引はありません。

(3) 子会社等

子会社等との取引はありません。

(4) 兄弟会社等

(単位：千円、千米ドル)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	損保ジャパンひまわり生命保険㈱	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	140,616	未収運用受託報酬	75,491
							2. 団体定期保険の契約（注2）	生命保険料の支払い	561	-	-
親会社の子会社	損保ジャパンDC証券㈱	東京都新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言（注3）	投資顧問料の支払い	22,749	未払費用	5,714
							2. 投資信託に係る事務代行の委託等（注4）	投信代行手数料の支払い	224,055	未払手数料	49,010
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	兼任1名	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注3）	投資顧問料の支払い	112,751	未払費用	11,934

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注3）投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注4）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（１株当たり情報）

	第22期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第23期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
１株当たり純資産額	175,691円97銭	169,700円38銭
１株当たり当期純利益	32,290円21銭	23,006円57銭
	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第22期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第23期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
当期純利益	318,381千円	226,844千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	318,381千円	226,844千円
期中平均株式数	9,860株	9,860株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金		1,312,965	
2 未収委託者報酬		601,467	
3 未収運用受託報酬		331,708	
4 未収収益		992	
5 その他		90,007	
流動資産合計		2,337,141	93.1
固定資産			
1 有形固定資産	1	29,583	1.1
2 無形固定資産		4,535	0.1
3 投資その他の資産			
(1) 長期差入保証金		78,467	
(2) その他		58,624	
投資その他の資産合計		137,091	5.4
固定資産合計		171,209	6.8
資産合計		2,508,351	100.0

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比(%)
(負債の部)			
流動負債			
1 預り金		1,436	
2 未払金			
(1) 未払手数料		261,850	
(2) その他未払金		314,708	
未払金合計		576,558	
3 未払費用		154,344	
4 未払法人税等		6,560	
5 賞与引当金		89,201	
6 その他	2	15,365	
流動負債合計		843,466	33.6
固定負債			
1 退職給付引当金		14,274	
固定負債合計		14,274	0.5
負債合計		857,741	34.1

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比(%)
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金		1,200,000	47.8
2 資本剰余金			
(1) 資本準備金		202,677	
資本剰余金合計		202,677	8.0
3 利益剰余金			
(1) 利益準備金		33,895	
(2) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		214,035	
利益剰余金合計		247,930	9.8
株主資本合計		1,650,608	65.8
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金		1	0.0
評価・換算差額等合計		1	0.0
純資産合計		1,650,609	65.8
負債・純資産合計		2,508,351	100.0

(2) 中間損益計算書

		第24期中間会計期間 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比（％）
営業収益				
1 委託者報酬		1,302,131		
2 運用受託報酬		461,157	1,763,289	100.0
営業費用				
1 支払手数料		577,679		
2 広告宣伝費		6,043		
3 公告費		1,150		
4 調査費		378,823		
(1) 調査費		156,077		
(2) 委託調査費		220,773		
(3) 図書費		1,972		
5 営業雑経費		84,527		
(1) 通信費		10,488		
(2) 印刷費		68,604		
(3) 諸会費		5,434	1,048,224	59.4

		第24期中間会計期間 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比（％）
一般管理費				
1 給料		379,987		
(1) 役員報酬		14,400		
(2) 給料・手当		321,799		
(3) 賞与		43,788		
2 福利厚生費		50,057		
3 交際費		703		
4 旅費交通費		8,932		
5 法人事業税		3,651		
6 租税公課		1,225		
7 不動産賃借料		78,629		
8 退職給付費用		9,759		
9 賞与引当金繰入		89,201		
10 固定資産減価償却費	1	3,630		
11 諸経費		94,576	720,353	40.8
営業利益又は営業損失 （ ）			5,289	0.2
営業外収益				
1 受取配当金		180		
2 受取利息		1,534		
3 雑益		13	1,728	0.0
営業外費用				
1 有価証券償還損		16		
2 為替差損		8		
3 雑損		26	51	0.0
経常利益又は経常損失 （ ）			3,612	0.2

		第24期中間会計期間 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比（％）
特別利益		-	-	-
特別損失				
1 臨時償却費	2	4,171	4,171	0.2
税引前中間純利益又は税引 前中間純損失（ ）			7,784	0.4
法人税、住民税及び事業税		2,149		
法人税等調整額		2,097	52	0.0
中間純利益又は中間純損失 （ ）			7,836	0.4

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
平成20年 3 月31日残高 （千円）	1,200,000	202,677	202,677	32,416	238,141	270,557	1,673,235	10	10	1,673,245
中間会計期間中の変動 額										
剰余金の配当				1,479	16,269	14,790	14,790			14,790
中間純利益又は中間 純損失（ ）					7,836	7,836	7,836			7,836
株主資本以外の項目 の中間会計期間中の 変動額（純額）								8	8	8
中間会計期間中の変 動額合計（千円）	-	-	-	1,479	24,105	22,626	22,626	8	8	22,635
平成20年 9 月30日残高 （千円）	1,200,000	202,677	202,677	33,895	214,035	247,930	1,650,608	1	1	1,650,609

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第24期中間会計期間 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) その他有価証券のうち、時価のあるものについては、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 (2) その他有価証券のうち、時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～13年 器具備品 5～20年 (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 （会計方針の変更） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。
3．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

項目	第24期中間会計期間 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
	(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生すると認められる額の 1 / 2 を計上しております。 退職給付債務の計算にあたっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。

表示方法の変更

第24期中間会計期間 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
(中間貸借対照表) 前中間会計期間まで、流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は、当中間会計期間より「未収運用受託報酬」として区分掲記することと致しました。 なお、前中間会計期間における「未収運用受託報酬」の金額は445,955千円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第24期中間会計期間末 (平成20年 9 月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	108,639千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第24期中間会計期間 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
1 減価償却実施額	有形固定資産 3,630千円
2 特別損失	臨時償却費は、現在入居している大手町フィナンシャルセンターの再開発に伴い賃貸借契約が2010年8月までとなっているため、既存の建物附属設備の耐用年数を見直したことによるものであります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,860	-	-	9,860
合計	9,860	-	-	9,860
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	14,790,000	1,500	平成20年3月31日	平成20年6月26日

（リース取引関係）

第24期中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

1. リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前のリース物件で、所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)
器具備品	29,349	10,974	18,374
合計	29,349	10,974	18,374

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	5,826千円
1年超	13,247千円
合計	19,074千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	3,751千円
減価償却費相当額	3,361千円
支払利息相当額	481千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

１．時価のある有価証券

第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)			
	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(1) その他有価証券 その他	2,000千円	2,002千円	2千円

２．時価評価されていない有価証券

第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	15,750千円

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第24期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
１株当たり純資産額	167,404円65銭
１株当たり中間純利益金額又は１株当たり中間純損失金額（ ）	794円82銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

１株当たり中間純利益金額又は１株当たり中間純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第24期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
中間純利益又は中間純損失（ ）	7,836千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失（ ）	7,836千円
普通株式の期中平均株式数	9,860株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,231百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

(単位：百万円、平成20年9月末現在)

名称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井証券株式会社	10,004	
インヴァスト証券株式会社	5,965	
エイチ・エス証券株式会社	3,000	
株式会社エコ・プランニング証券	395	
株式会社SBI証券	(1) 47,937	
オリックス証券株式会社	3,000	
香川証券株式会社	555	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
極東証券株式会社	5,251	
コスモ証券株式会社	32,366	
株式会社証券ジャパン	(2) 3,000	
ジョインベスト証券株式会社	21,400	
そしあす証券株式会社	4,727	
東洋証券株式会社	13,494	
内藤証券株式会社	3,002	
日興コーディアル証券株式会社	100,000	
二浪証券株式会社	100	
のぞみ証券株式会社	2,091	
フィデリティ証券株式会社	(1) 3,907	
マネックス証券株式会社	7,425	
楽天証券株式会社	7,445	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
イーバンク銀行株式会社	50,002	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	
株式会社荘内銀行	14,200	
ソニー銀行株式会社	28,000	
株式会社広島銀行	54,573	
株式会社八千代銀行	43,734	

(1) 平成20年12月末現在

(2) 平成20年9月1日現在

(3) 投資顧問会社

名称

FORTIS INVESTMENT MANAGEMENT S.A.

資本金の額

472.1百万ユーロ（平成19年12月末現在）

（78,680百万円、1ユーロ=166.66円換算）

事業の内容

ベルギーにおいて有価証券等に係る投資顧問業務及び投資信託委託業務を行っています。

* フォルティス・インベストメンツ...ベルギーのフォルティス銀行傘下の運用会社。ベルギーの他、英国、フランス、オランダなど欧州を中心に、米国、日本、アジアなどグローバルにビジネスを展開しています。同社グローバル全体の運用資産は、投信・年金資産を中心に平成20年9月末で1,920億ユーロ（約29兆円）です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より当ファンドのマザーファンドである「損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド」のトルコ株式の運用の指図に係る権限の委託を受け、トルコ株式にかかる投資判断及び発注等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成20年4月23日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成20年10月23日	半期報告書 有価証券届出書の訂正届出書
平成20年11月28日	半期報告書の訂正報告書 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年3月17日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 内田 満 雄 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式オープンの平成19年1月26日から平成20年1月25日までの第2期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式オープンの平成20年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月29日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月17日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式オープンの平成20年1月26日から平成21年1月26日までの第3期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式オープンの平成21年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月26日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月3日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満雄 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 臼倉 健司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。